# 道路に関する調査をする職員の身分を示す証票の様式を定める省令 （昭和三十二年運輸省令第十九号）

高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第二十三条第二項の国土交通省令で定める様式は、次のとおりとする。

# 附　則

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成元年七月二〇日運輸省令第二四号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一二年一一月二九日運輸省令第三九号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。